

平成29年度答申第5号
平成29年6月8日

諮問番号 平成28年度諮問第10号（平成29年3月13日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分について、当審査会の調査審議の過程で訂正された後の審査庁の諮問に係る判断は、結論において妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令等の定め等

賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）

があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。

そして、賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。

なお、支払期日後まだ支払われていない賃金とは、基準退職日以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金（以下「定期賃金」という。）及び基準退職日にした退職に係る退職手当（以下「退職手当」という。）であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成24年1月5日付けで、P（以下「本件会社」という。）に雇用された。

（雇用契約書、賃金計算書類）

- (2) 本件会社は、審査請求人に対し、平成27年10月19日付けで「平成27年10月27日から平成27年11月7日迄の出勤停止」などを内容とする懲戒処分（以下「10月19日付け懲戒処分」という。）を行い、さらに、平成27年11月2日付けで「減給処分 2万円（平成27年11月支払い分～平成28年1月支払い分）」を内容とする懲戒処分（以下「11月2日付け懲戒処分」という。）を行った。

（平成27年10月19日付け懲戒処分通知書、同年11月2日付け懲戒処分通知書）

- (3) 審査請求人は、平成27年10月30日付けで、本件会社を退職した。
(申告処理台帳、雇用保険被保険者離職票)
- (4) B労働基準監督署長は、平成28年3月25日付けで、本件会社について、賃確令2条1項4号所定の事由に該当することの認定を行った。
(確認通知書(控))
- (5) 審査請求人は、平成28年6月16日付けで、処分庁に対し、未払の定期賃金は115,455円(平成27年10月分。支払期日は平成27年11月25日)、未払の退職手当は211,200円であり、未払賃金の額はこれらの合計である326,655円であること等の確認を求める申請(以下「本件確認申請」という。)を行った。
なお、上記未払定期賃金額115,455円は、平成27年9月分の給料明細書(以下「9月分明細書」という。)上の「総支給額」欄記載の303,263円から、同年10月分の給料明細書(以下「10月分明細書」という。)上の「差引支給額」欄記載の187,808円を差し引いた額であるところ、後者の「差引支給額」は、10月分明細書上の「総支給額」欄記載の201,193円から、同月分の所得税、住民税及び雇用保険料の額の合計である13,385円(以下「本件所得税等部分」という。)を控除した後の金額とされていた。
また、本件所得税等部分を除く未払定期賃金額の費目別内訳(9月分明細書と10月分明細書の差額)は、以下のとおりとされていた。
- | | |
|-------|----------------------------|
| 基本給 | 44,000円(以下「本件基本給部分」という。) |
| 家族手当 | 5,600円(以下「本件家族手当部分」という。) |
| 通勤手当 | 490円(以下「本件通勤手当部分」という。) |
| 不就労控除 | 51,980円(以下「本件不就労控除部分」という。) |
- (確認申請書、上申書、9月分明細書及び10月分明細書、申告処理台帳)
- (6) 処分庁は、平成28年7月12日付けで、審査請求人に対し、未払賃金の額は、定期賃金0円、退職手当211,200円の合計211,200円である旨の本件確認処分を行った。
(確認通知書(控))
- (7) 審査請求人は、平成28年7月26日付けで、審査庁に対し、本件確認処分を不服として審査請求をした。
(審査請求書)
- (8) 審査庁は、平成29年3月13日、当審査会に対し、「原処分で不確認

とした部分について不当に減額された未払賃金が認められることから、原処分は取り消されるべきである。」として、諮問した。

(諮問説明書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 審理手続における審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において「確認された未払賃金額が不足している。欠勤5日に対して約100,000円引かれていることが前月と比べて引かれすぎている。」とした上で、反論書（平成28年9月8日付け、同年11月23日付け及び同年12月20日付け）において、審査請求人は平成27年10月30日付けで本件会社を退職しているため、同年11月2日付けでされた懲戒処分は適用されないにもかかわらず、平成27年10月分賃金について、基本給から44,000円も減給されているほか、家族手当や交通費からも減給がされており、不当であること、不正に二重に減額された不労控除の1回分51,980円の立替払を求めることなどを主張している。

2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁は、本件確認処分のうち、本件不労控除部分は5日間の不労に対する控除であって妥当であるが、本件基本給部分の減額は、審査請求人の退職日以降になされた懲戒処分の減給の制裁として行われたもの又は具体的な根拠が見当たらないものであって不当であり、また、本件家族手当部分及び本件通勤手当部分の減額も、本件会社の就業規則からみて不当であり、審査請求人には不当に減額された未払賃金が認められることから、本件確認処分は妥当ではない旨判断しており、審理員の意見も同旨である。

なお、審査庁は、この判断について、後記第3の2(3)のとおり、平成29年4月25日付けの主張書面により、退職手当についても本件確認処分を確認された額以上の未払賃金が存在すると考えられるとして、退職手当を含む原処分全部を取り消すべきであると訂正している。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求がされてから諮問に至るまでの経過は別紙のとおりであり、審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件諮問の趣旨及び当審査会の判断対象について

(1) 審査請求人は、前記のとおり、本件確認処分のうち、未払の定期賃金の金額を0円とした部分について、平成27年10月分賃金は不当な減額がなされており、未払賃金額が不足している旨主張している。

(2) この点、審査庁は、諮問説明書において、「請求人には不当に減額された未払賃金が認められることから、原処分は妥当とは認められず、本件審査請求には理由があることから、原処分は取り消されるべきである。」としていたが、審査庁として、取り消されるべき範囲について、未払の定期賃金の金額を0円とした部分のみと判断して諮問しているのか、本件確認処分全体と判断して諮問しているのか不明であった。

そこで、当審査会は、平成29年3月22日、審査庁に対し、取り消されるべきとする範囲を明らかにするよう主張書面の提出を求めたところ、審査庁からは、同月30日、本諮問に係る審査庁の判断は、「原処分のうち、定期賃金の未払賃金額（115,455円）について不確認とした処分を取り消す」というものである旨の回答があった。

(3) 次に、審理員及び審査庁は、退職手当について何ら言及していないが、本件会社の給与規程によれば、退職金は基本給を算定基礎とし、退職金規程又は退職年金規程により計算支給するものとされているため、審査請求人の退職手当の算定基礎とされた基本給が減額されていた場合は、本件確認処分における退職手当の額も影響を受けることとなるところ、諮問時に提出された事件記録などからは、審査請求人の退職手当の算定基礎とされた基本給の額を確認できなかった。

そこで、当審査会は、平成29年4月13日、審査庁に対し、その額等を明らかにするよう主張書面の提出を求めたところ、審査庁から、同月25日、「退職時の基本給が減額されていることを前提に退職金が計算されているが、…退職金の額についても、減額前の基本給を算定基礎給として算定されるべきである」、「減額前の基本給を算定基礎として退職金を算定すべきである以上、その他の減額事由が存在するなど特段の事情がない限り、退職金についても未払賃金が存在すると考えられる」旨回答するとともに、諮問に係る判断につき、上記(2)で「原処分のうち、定期賃金の未払賃金額（115,455円）について不確認とした処分を取消す」とした部分を、更に「原処分を取り消す」に訂正する旨の主張書面が提出された。

(4) また、審査庁は、諮問説明書において、処分庁が審査請求人の本件確認

申請を認めなかった上記115,455円のうち、本件基本給部分、本件家族手当部分及び本件通勤手当部分（以下「本件基本給部分等」という。）についてはこれを不当であるとしたが、本件不労控除部分についてはこれを妥当であるとしており、本件所得税等部分については言及していなかった。

このため、当審査会は、平成29年3月22日、審査庁に対し、本件所得税等部分についてどのように判断したのかを明らかにするよう主張書面の提出を求めたところ、審査庁からは、同月30日、本件所得税等部分については原処分に影響しないため判断していない旨の回答があった。

しかし、審査請求人の本件確認申請は、定期賃金については、本件基本給部分等及び本件不労控除部分のほか、本件所得税等部分も未払賃金であるという趣旨であるから、審査請求に対する応答としては、本件所得税等部分の控除についても判断すべきものである。

- (5) これらを踏まえ、審査庁の諮問に係る判断が妥当か否かについて、以下検討することとする。

3 本件不労控除部分について

- (1) 審査請求人は、平成27年10月27日から同年11月7日までの出勤停止処分を受け、同年10月30日付けで退職しているから、本件会社の給与規程に基づく平成27年10月分賃金に係る給与締切期間のうち、本件会社の就業規則に基づき、同月27日から同月30日までの4日間については出勤停止を命じられており、また、同月31日については退職後であるため、合計5日間については、不労として賃金の支払対象とならないことが認められる。

したがって、本件確認処分のうち、本件不労控除部分を未払賃金として確認しなかった点は妥当であり、これと同旨の審査庁の判断も、妥当というべきである。

- (2) これに対し、審査請求人は、平成29年3月22日付け及び同年5月22日付けで当審査会に提出した主張書面において、10月19日付け懲戒処分は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないので、その権利を濫用したものとして無効である旨主張している。

この点、当審査会は、平成29年3月27日、審査庁に対し、審査請求人の上記主張に関し、審査庁としての見解を示すよう主張書面の提出を求めたところ、審査庁からは、同年4月10日、「審査庁としては、賃確法

に基づく確認処分を行うに当たり、労働基準法等の労働関係法令に抵触しない範囲の契約内容等の妥当性を判断するものではなく、本件についても、審査請求人になされた懲戒処分の有効性について判断することはせず、10月19日付け懲戒処分を前提に支払われた賃金額を計算基礎として確認処分を行ったものである」旨の回答があった。

しかしながら、10月19日付け懲戒処分が無効であるか否かは、審査請求人の未払賃金額に関わるものであり、また、賃確法、賃確令及び賃確則の各規定をみても、この点について処分庁又は審査庁が判断することにつき特段の制約があるものとは解されない。

もっとも、10月19日付け懲戒処分は、審査請求人が本件会社の就業規則83条5項に当たる行為を行ったことを理由としてされているところ、審査請求人が自ら作成した始末書によれば、審査請求人は、他の社員らに対し複数回にわたり粗暴な言動をしたことがうかがわれ、これらの言動が上記就業規則の条項にいう「素行不良で職場の風紀秩序を乱」す行為に当たるとした本件会社の判断は、社会通念上相当でないとはいえない。また、審査請求人が主張するように、10月19日付け懲戒処分が「自己都合退職を促すための懲戒処分である」と認めるに足りる根拠もない。

そうすると、10月19日付け懲戒処分が無効であるとまではいえず、審査請求人の主張は採用することができない。

4 本件基本給部分等について

基本給が44,000円減額されていた点（本件基本給部分）については、審査請求人に対し、上記のとおり平成27年11月2日付けで減給の懲戒処分がされているところ、審査請求人は同年10月30日付けで退職しているから、退職後になされた11月2日付け懲戒処分は、審査請求人と本件会社との間の雇用契約が終了した後にされたものであって効力を有しないというべきであり、ほかに基本給を減額する根拠となり得るものも見当たらない。

また、本件家族手当部分及び本件通勤手当部分については、上記不就労5日間の欠勤に対する控除とも考えられるが、本件会社の給与規程7条によれば、これらの諸手当は当該給与の算定期間中11日以上出勤している場合には全額支給するものとされているところ、審査請求人の平成27年10月の出勤日数は20日であり、ほかに減額する根拠となり得るものも見当たらない。

そうすると、審査請求人の本件確認申請のうち、本件基本給部分等については減額の根拠がなく、処分庁としては、その分を未払の定期賃金として確認すべきであったといえるから、本件確認処分のうち本件基本給部分等を未払賃金として確認しなかった点は違法であり、この点を不当であるとした審査庁の判断は、結論として妥当である。

5 本件所得税等部分について

賃確則12条1号へ及び賃確令4条2項の規定によれば、賃確法7条、賃確則13条2号及び12条1号への規定に基づく確認処分の対象となる未払賃金額とは、労働基準法24条2項本文の賃金をいうとされているところ、同法24条2項本文の賃金とは、事業主から支払われるべき額、又は支払われていない額であって、それぞれ所得税等を控除する前のものであると解される。そうすると、本件会社から審査請求人に既に支払われている10月分の賃金の額は、差引支給額である187,808円ではなく、本件所得税等部分を控除する前の総支給額である201,193円となることから、本件確認処分において、本件所得税等部分相当額を未払賃金額として確認しなかった点は、結論において妥当であるというべきである。

なお、審査請求人は、本件確認申請において未払賃金額に本件所得税等部分を含めており、審査請求においても、これを含めて不服を申し立てている。それにもかかわらず、審理員の意見においても、当審査会への諮問に際して示された審査庁の判断においても、この点に関する判断や説明は一切されていない。このことは、行政不服審査手続において求められる説明責任を行政機関が果たしていないものといわざるを得ない。裁決の後、原処分全部を取り消して、裁決の趣旨に従い再度確認処分が行われる際には、本件所得税等部分に関する審査請求人の不服申立ての内容に鑑み、処分庁において十分な説明が尽くされるよう、審査庁は措置する必要がある。

6 退職手当について

本件確認処分のうち、退職手当の未払賃金額は211,200円であるとされていたところ、平成29年4月25日付けで審査庁から提出された本件会社の退職金規程を踏まえて検討すると、退職金は算定基礎給に勤続年数ごとの支給基準率を乗じて算出することとされており、審査請求人は勤続年数が3年10か月で自己都合により退職しているため、未払とされた退職手当の額である211,200円を自己都合による退職に係る3年以上4年未満の支給基準率である1.20で除すると176,000円となることから、

審査請求人の基本給の額（賃金計算書（写）記載の基本手当の額）である220,000円から減額された額（10月分明細書記載の基本給額）を算定基礎給として算出されていたことが認められる。

しかし、上記4のとおり、本件基本給部分等の減額には根拠がないのであるから、処分庁としては、減額前の基本給の額により退職手当を算出しなければならず、また、本来支払われるべき退職手当との差額分についても未払賃金額として確認すべきであったことから、本件確認処分のうち、退職手当の算定の点にも違法があったというべきである。

したがって、この点について、当審査会の調査審議の過程で訂正された後の審査庁の諮問に係る判断（平成29年4月25日付けで当審査会に提出された主張書面による訂正後のもの）は、結論において妥当であるというべきである。

7 まとめ

以上によれば、本件確認処分は、本件不就労控除部分及び本件所得税等部分を未払賃金として確認しなかった点では違法又は不当とはいえないが、その余の点、すなわち、本件基本給部分等につき未払賃金として確認しなかった点並びに未払の退職手当額につき本件基本給部分を控除した上で算定した点においてそれぞれ違法があるというべきであり、当審査会の調査審議の過程で訂正された後の審査庁の諮問に係る判断（平成29年4月25日付けで当審査会に提出された主張書面による訂正後のもの）は、結論において妥当であるというべきである。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一

別紙

(1) 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるQ（以下「審理員Q」という。）、同室総括審理専門官であるR、同室審理専門官であるS（以下「審理員S」という。）を指名し、うち審理員Qを審理員の事務を総括する者として指定し、平成28年8月9日付けでその旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理員Sは、平成28年8月9日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年9月9日までに弁明書等を提出するよう求めた。

(3) 処分庁は、平成28年8月30日付けで、審理員Sに対し、弁明書及び添付資料を提出した。

審理員Sは、同年9月6日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年10月6日までに提出するよう求めた。また、審理員Sは、同年9月6日付けで、審査請求人に対し、処分庁から提出された資料の標題を知らせる文書を送付した。

(4) 審査請求人は、平成28年9月8日付けで、審理員Sに対し、反論書及び添付資料を提出した。

審理員Sは、同月15日付けで、処分庁に対し、審査請求人から提出された反論書及び添付資料の副本を送付した。

(5) 処分庁は、平成28年10月12日付けで、審理員Sに対し、弁明書追加説明事項及び添付資料を提出した。

審理員Sは、同年11月14日付けで、審査請求人に対し、弁明書追加説明事項の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同月28日までに提出するよう求めた。また、審理員Sは、同月14日付けで、審査請求人に対し、処分庁から提出された資料の標題を知らせる文書を送付した。

(6) 審査請求人は、平成28年11月23日付けで、審理員Sに対し、反論書及び添付資料を提出した。

審理員Sは、同月25日付けで、処分庁に対し、審査請求人から提出された反論書及び添付資料の副本を送付した。

(7) 処分庁は、平成28年12月2日付けで、審理員Sに対し、反論書に対する意見書及び添付資料を提出した。

審理員Sは、同月13日付けで、審査請求人に対し、反論書に対する意

見書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同月 27 日までに提出するよう求めた。また、審理員 S は、同月 13 日付けで、審査請求人に対し、処分庁から提出された資料の標題を知らせる文書を送付した。

(8) 審査請求人は、平成 28 年 12 月 20 日付けで、審理員 S に対し、反論書を提出した。

審理員 S は、同月 22 日付けで、処分庁に対し、審査請求人から提出された反論書の副本を送付した。

(9) 審理員 S は、平成 29 年 2 月 14 日付けで、審査請求人及び処分庁に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月 28 日である旨を通知した。

(10) 審理員 Q は、平成 29 年 2 月 22 日付けで、審査庁に対し、「審理員 Q」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員 S は、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。